

日 介 発 第 9 5 号
令和 3 年 12 月 17 日

厚生労働大臣
後 藤 茂 之 殿

公益社団法人日本介護福祉士会
会長 及川 ゆりこ



准介護福祉士の取扱に関する要望書

介護福祉士の資質の確保及び向上の観点から、介護福祉士資格取得方法を一元化（全ての者に一定の教育プロセスと国家試験義務付けを実施）することが規定されました。しかし、その後、義務付けや不受験者・不合格者に関する経過措置の延期が繰り返されるなか、令和4年度より准介護福祉士の仕組みが動き出す見込みとなっております。准介護福祉士については、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（法律第52号、令和2年6月12日）の法案可決の際、介護人材の確保と資質の向上を図るための方策や准介護福祉士の在り方についての検討の要請を含む附帯決議が付されていることも踏まえ、以下の通り要望いたします。

記

1 准介護福祉士の介護福祉士への統一化も含めた具体的な議論を確実に行うべきである

当会といたしましては、平成19年より准介護福祉士について導入すべきではないとの要望書の提出や審議会での意見表明を行ってまいりましたが、依然として准介護福祉士の仕組みが存置されていることは、極めて遺憾と言わざるを得ません。つきましては、准介護福祉士の介護福祉士への統一化も含めた検討について、具体的な方法やプロセスを明示したうえで、確実に実施されることを要望します。

2 准介護福祉士が暫定的な位置づけとされている以上、准介護福祉士に既得権が発生することは妥当ではなく、制度上の要件として扱われるべきではない

准介護福祉士が暫定的な位置づけであることを踏まえ、例えば、介護報酬に係る体制加算やサービス提供責任者、介護支援専門員実務研修受講試験の資格要件等の対象とはせず、介護福祉士とは明確に異なる扱いとしていただくことを要望します。

以上